

お知らせ

茨城県議会議員一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う「茨城県議会議員一般選挙」が、11月30日(金)に告示され、
12月9日(日)に投票が行われます。大事な投票、忘れずに投票しましょう。

- ・ **投票時間** 午前7時～午後6時
- ・ **投票場所** 市内42投票所 (詳しくは投票所入場券でご確認ください。)
- ・ **投票方法** 候補者1人の氏名を書いて投票

◆常陸大宮市で投票できる方

平成12年12月10日までに生まれた方で、平成30年9月1日以前から常陸大宮市に住民登録されていて、その後引き続き常陸大宮市に住所のある方

【常陸大宮市に転入した方】

- ・ 9月1日までに転入……常陸大宮市で投票できます。
- ・ 9月2日以降に転入……常陸大宮市では投票できません。ただし、県内の他の市町村から転入した方は、前住所地で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

【常陸大宮市から転出した方】

- ・ 既に常陸大宮市の選挙人名簿に登録されている方で、9月2日以降に県内の他の市町村に転出した方は、常陸大宮市で投票できます。投票するには、「引続き県内居住証明」を提出するか、「引続き県内に住所を有する旨の確認」を受ける必要があります。

○「引続き県内居住証明」

各市町村の住民登録担当窓口で発行(無料)している引続き県内に住所を有する者であることが分かる証明書のことです。

○「引続き県内に住所を有する旨の確認」

投票所において市選挙管理委員会で確認を行います。確認には少しお待ちいただきますが、確認が取れ次第投票することができます。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆投票所入場券について

- ・ 11月30日(金)頃に順次、世帯ごとに郵送でお届けする予定です。市内全世帯に郵送するため、全世帯に到着するまで3日程度の期間を要します。
- ・ 投票所入場券は、封書様式(1通に最大6人分)で作成しますので、投票所入場券が届いたら氏名等の記載内容を確認のうえ、**投票する際は必ずご自分の投票所入場券を切り離して持参してください。**
- ・ 投票所入場券をお持ちにならなくても、投票は可能です。未到着又は紛失された方は、再発行で対応しますので投票所又は期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

◆当日投票所

市内42か所に投票所を設置します。投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所以外では投票できませんので、投票所入場券を確認のうえ投票所へお越しください。

投票区名	投票所名称	対象区域
第1投票区	大宮第3区公民館	大宮第1区、大宮第2区、大宮第3区、大宮第5区、大宮第6区
第2投票区	おおみやコミュニティセンター	大宮第7区、大宮第8区、大宮第9区、大宮第10区、大宮第12区
第3投票区	大宮西小学校	大宮第4区、大宮第11区、石沢区の一部(額山上)
第4投票区	玉川農村集落センター	東野区
第5投票区	八田集落センター	八田区
第6投票区	若林公民館	若林区
第7投票区	大賀小学校	上大賀区、久慈岡区、岩崎区、小祝区
第8投票区	鷹巣ふるさとコミュニティセンター	鷹巣区
第9投票区	大宮東部地区コミュニティセンター	辰ノ口区、塩原区、小倉区、富岡区
第10投票区	上岩瀬新農村集落センター	下岩瀬区、上岩瀬区、根本区
第11投票区	宇留野台ふれあい交流センター	宇留野台区、宇留野坏区
第12投票区	泉コミュニティセンター	泉区
第13投票区	下村田公民館	下村田区
第14投票区	大宮公民館村石分館	上村田区、石沢区(額山上を除く)
第15投票区	小場公民館	小場区
第16投票区	大宮公民館大場分館	小野区、三美区
第17投票区	大宮公民館塩田分館	西塩子区、北塩子区、大宮照田区
第18投票区	山方公民館	山方第1区、山方第2区、山方第3区の一部(北皆沢)、西野内区
第19投票区	芝新農村集落センター	山方第3区(北皆沢を除く)
第20投票区	山方公民館野上分館	野上第1区、野上第2区
第21投票区	山方公民館舟生分館	舟生区
第22投票区	山方農村環境改善センター	諸沢西区、諸沢東区
第23投票区	山方公民館小貫分館	小貫区、照山区
第24投票区	山方農村集落多目的共同利用施設	盛金区、家和楽区
第25投票区	山方公民館久隆分館	久隆区
第26投票区	山方公民館長田分館	山方照田区、長田区、長沢区
第27投票区	表郷みらい館	氷之沢区
第28投票区	美和総合福祉センター	下檜沢第1区、下檜沢第2区
第29投票区	美和山村開発センター	上檜沢区、高部第1区の一部(三ツ木・下町・関山・上町)
第30投票区	美和幼稚園	高部第2区
第31投票区	小田野宿集落センター	小田野区、高部第1区の一部(谷熊・細草・大貝)、鷲子区の一部(鷲子下郷)
第32投票区	美和高齢者コミュニティセンター	鷲子区(鷲子下郷を除く)
第33投票区	那賀集落農事集会所	那賀区、下小瀬小玉区、国長区
第34投票区	緒川支所	下郷区、宿区、本郷区、川西区、西根区
第35投票区	小舟上集落センター	大岩区、小舟区の一部(上郷・宿石原・小舟住宅)
第36投票区	緒川老人福祉センター「やすらぎ荘」	小舟区の一部(仲郷・前屋・大貝)、油河内区
第37投票区	小瀬沢ふるさとコミュニティセンター	小松区、吉丸区
第38投票区	入本郷集落センター	入本郷区、千田区
第39投票区	野口地区センター	野口第1区、野口第2区、野口第3区、下伊勢畑区の一部(光戸)
第40投票区	野口平公民館	野口平区、門井区
第41投票区	下伊勢畑生活改善センター	下伊勢畑(光戸を除く)、上伊勢畑区、檜山区
第42投票区	長倉地区センター	長倉区、野田区、秋田区、中居区、金井区

◆選挙公報について

候補者の政見などを載せた選挙公報を、**12月5日(水)の新聞(朝刊)折り込み**でお届けする予定です。また、本庁及び各支所窓口配置するとともに市ホームページ上にも掲載します。

なお、上記の方法で選挙公報を見ることができない方は、個別に郵送しますので常陸大宮市選挙管理委員会までご連絡ください。

◆期日前投票所について

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票ができない方は、**期日前投票をすることができます。期日前投票をされる方は、事前にご自宅などでご自身の投票所入場券の裏面「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。**

期日前投票宣誓書	
※期日前投票をする方は、下記宣誓書に必要事項を記入の上、受付にご提出ください。	
宣誓・請求日	平成30年12月 日
氏 名	
住 所	常陸大宮市
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
事 由	投票日に投票できない理由として、次の1～6から該当する事由を1つ○で囲んでください。 1 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事 2 外出・旅行・投票区域外への滞在 3 病気・出産 4 交通至難の島等に滞在 5 他の市町村に居住 6 天災・悪天候
私は、茨城県議会議員一般選挙の当日、上記事由に該当する見込みです。以上、真実に相違ないことを宣言し、投票用紙を請求します。 常陸大宮市選挙管理委員会 委員長 宛	

※ 選挙当日に投票される方は、宣誓書の記入は不要です。

【投票期間】

12月1日(土)から8日(土)まで
午前8時30分から午後8時まで

【期日前投票所】

常陸大宮市役所本庁及び各支所

※1 **(選挙当日(12月9日)は、期日前投票所では投票できません)**

※2 **12月7日(金)、8日(土)の期日前投票所は大変混雑します**ので、投票日当日に投票所に行けない方は、早めに期日前投票をしましょう。

《臨時期日前投票所の設置について》

本庁及び各支所における期日前投票所のほかに、次の臨時期日前投票所を設置します。

臨時期日前投票所	設 置 期 日
山方公民館諸沢第五区分館	12月5日(水) 9時～正午
野沢会館	12月5日(水) 13時30分～16時30分
檜山公民館	12月6日(木) 9時～正午

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方は、代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。

また、投票する際に介添えが必要な場合なども、係員にお申し出ください。

◆不在者投票について

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは事前に病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

〈手続きの流れは、以下のとおりです〉

①投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)

不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接又は郵送で提出してください。必ず本人が記入してください。電子メールやファクシミリでは受付することができません。

※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所及び各支所にも配置しています。

②投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)

常陸大宮市選挙管理委員会では選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。

③不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)

投票用紙等が届いたら、その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。

※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封すると不在者投票ができなくなります。

※1 不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※2 投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。

・郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

1 郵便等投票証明書の申請手続き

①「郵便等投票証明書」の交付申請

【必要な書類】 ア 申請者本人が署名した申請書

(申請書は、市ホームページからダウンロードできます。)

イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳若しくは介護保険の被保険者証

②「郵便等投票証明書」の交付

市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

2 投票用紙等の請求手続き

①「投票用紙等」の請求

【必要な書類】 ア 請求者本人が署名した請求書

(請求書は、市ホームページからダウンロードできます。)

イ 郵便等投票証明書

②「投票用紙等」の交付

市選挙管理委員会において請求書を確認後、「投票用紙等」を郵送します。

③不在者投票

投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。

※投票用紙等の請求は、12月5日(水)までに本人から市選挙管理委員会に請求してください。

【郵便等による不在者投票ができる方の区分表】

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

・郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の該当者で、かつ、一定の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆開票について

【開票日時】 12月9日(日)午後8時から

【開票場所】 西部総合公園体育館

常陸大宮市工業団地25番地 電話 52-5223

◆開票結果のお知らせ

開票結果は、防災行政無線及び市ホームページ(<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>)でお知らせします。

問 常陸大宮市選挙管理委員会(本庁 総務課内) ☎52-1111 内線319